

公益財団法人四街道市地域振興財団臨時職員の登録制度について

1. 登録制度について

より広く人材を求めするため、臨時職員として財団での就業を希望する方を予め登録します。雇用の必要が生じた際に登録者の中から選考し雇用する制度です。

2. 登録有効期間

登録有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までです。

3. 登録方法・資格

登録希望者は登録申請書に必要事項を記入のうえ、写真を貼付し地域振興財団経営管理グループに提出してください。

登録資格は、昭和23年4月1日以降に生まれた方で健康な人とします。

4. 選考の方法

登録年度中に雇用の必要が生じた場合、登録申請者の中から職種・経歴等で書類選考し面接した結果によって採用決定いたします。

したがって登録しても必ず採用されるとは限りませんので予めご了承ください。

お問い合わせ・受付

公益財団法人 四街道市地域振興財団 経営管理グループ

四街道市大日396番地

TEL043(423)1421

祝祭日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時まで